

**特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施  
に関し統一的な運用を図るための基準  
(平成 26 年 10 月 14 日閣議決定)  
(抜粋)**

**V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等**

**1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力**

- (1) 内閣官房は、特定秘密保護法の適正な運用の確保についての自らの責任を十分に認識し、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除（以下単に「特定秘密の指定及びその解除」という。）並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務を行う。
- (2) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会を設置する。内閣保全監視委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理し、内閣保全監視委員会の構成その他必要な事項は、別に内閣官房長官が定めるものとする。
- (3) • (4) (略)